

答申第779号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHK交響楽団について「① 財団の目的・事業内容（5項目）の発行年度、初年度以降に修正がある場合はその修正内容と修正日、② 歴代（2000年代の）理事長名と最終出身局と身分、在籍期間、③ 指揮者・ソリスト出演料（3.2／1.9億円）の内訳、特に代理人ハリソン・パロット社への支払額と首席指揮者P・ヤルヴィの出演料（平成27年度・28年度予定分）、④ N響演奏会によるNHKホールの会場使用料（平成27年度分）、⑤ N響への助成金のNHK収支予算・事業計画資料の事業内容（34頁目）の最初の発案・発行年度、⑥ 他のグループ会社同様の2016年度の財務諸表（貸借対照表）」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、①および②のうちの2001年から2009年のNHK交響楽団の「理事長名と最終出身局と身分」に係る文書は開示したが、②のうちの2000年の「理事長名と最終出身局と身分」に係る文書は、個人に関する情報であって開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがありNHK情報公開規程第8条1項3号に該当するため、②のうちの「在籍期間」、③、④、⑤、および⑥は、いずれも文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

なお、④については、平成27年度にNHK交響楽団がNHKホールで行った演奏会はすべてNHKが共催しており、使用料は発生していないことを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、②のNHK交響楽団の「歴代（2000年代の）理事長の在籍期間」、および2000年の「理事長名と最終出身局と身分」に係る文書を開示することとする。その余の再検討の求めの文書は、いずれも存在せず開示することができない。

なお、⑤について、NHKの「収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料」においてNHK交響楽団の事業内容の記載が確認できた最も古い年度のもの、昭和42年度の資料である。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、NHK交響楽団の「歴代（2000年代の）理事長の在籍期間」、および2000年の「理事長名と最終出身局と身分」に係る文書は開示することとしたこと、その余の再検討の求めの文書はいずれも存在しないため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成29年6月5日（第250回審議委員会）

第792号諮問、審議、答申